

新旧対照表

【関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略)	第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 (同 左)
44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） (省 略)	44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） (同 左)
号の解説 4418.74 (省 略)	号の解説 4418.74 (同 左)
4418.81、4418.82、4418.83 及び 4418.89 (省 略)	4418.81、4418.82、4418.83 及び 4418.89 (同 左)
<u>4418.92</u> <u>4418.92 号には、竹製のセルラーウッドパネルは含まない (4418.91)。</u> (省 略)	 (新 規) (同 左)